

長野

2019年3月26日

あずみの里事故死、有罪判決 介護関係者から落胆の声

争点	検察側	弁護側	判決
注視義務	被害者は食物を口に詰め込む癖があり、ドーナツは窒息の恐れがあった。被告は被害者の様子を注意して見守り、窒息を防止する義務を怠った	被害者には摂食・嚥下（えんげ）障害はなくドーナツに窒息させる危険性はなかった。特に注意が必要な利用者ではなく、被告は十分な配慮をしていた	被害者の窒息の危険が高かったとまでは言えない。他に注意する必要がある利用者もいて異変に気付くことのできる程度の注視を求めるのは困難で過失は認められない
種のおやつ確認	提供すべきおやつの種類を確認し配膳する義務があったのに、窒息の危険があるドーナツを配膳した	おやつがゼリーに変更されたのは嘔吐（おうと）防止のためで窒息予防ではない。准看護師が変更を知ることができる体制でなかった	ドーナツによる窒息などで死ぬことは予想できた。勤務の度におやつの変更の有無を確認するべきで過失が認められる
死因との関係	ドーナツを気道に詰まらせて窒息したことで心肺停止に陥り、低酸素脳症で死亡した	気道の閉塞（へいそく）を示す証拠はなく、せき込みなどもなかった。異変が起きて心肺停止まで長くとも1分30秒程度だった。心肺停止まで5～11分かかる食物の詰まりでなく脳梗塞などから低酸素状態に	被害者には歯がなくドーナツを細かくすることができないことや施設での救命措置中に呼吸があったことなどから、窒息以外が原因の可能性は極めて低い。ドーナツによる窒息が原因と認められる

安曇野市の特別養護老人ホーム「あずみの里」で二〇一三年、ドーナツをのどに詰まらせて死亡したとされる利用者の女性（85）への注意義務を怠ったとして、業務上過失致死罪に問われた准看護師山口けさ被告（58）の判決公判。「有罪なら介護現場が萎縮する」と無罪判決を信じて駆け付けた全国の介護関係者たちからは落胆の声が漏れた。

開廷前の地裁松本支部には、二十一枚の傍聴券を求めて三百二人が抽選の列を作った。山口被告が姿を見せると、拍手が起こった。

求刑通り罰金二十万円の判決後、山口被告を支援する県内外の医療、福祉関係者らでつくる「特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」が松本市内で集会を開き、県内のほか近畿や関東地方などから集まった四百人が参加した。

木嶋日出夫弁護団長は、もがくなどの「窒息サイン」がなかったなどとして窒息はなかったとする弁護側の主張を認めなかった判決の概要を説明。「証拠をねじ曲げ、有罪判決にした。これで窒息と認定され、たまたま居合わせた看護師が有罪にされたらまったものではない」と指摘した。

勝ち取る会の小林作栄会長（80）は「完全無罪を夢見ていたが残念な結果。一瞬、声が出なくなるくらい『どうして』という思いでいっぱいになった」と控訴審での無罪判決に望みを託した。

集会後、県看護協会の松本あつ子会長（65）は「なぜこのような形で職員に罪を科すのか。利用者の全てを把握しておくのは不可能」と判決に疑問を呈し「現場は萎縮してサービスが低下するようなことを考えてはいけない」と話した。

地裁松本支部に駆けつけた大阪市中央区の看護師徳田文さん（47）は「（事件後）介護現場は萎縮していると聞く。これが正当な判決だとしたら誰も介護に携われない」と危機感を募らせた。介護施設で勤務した経験のある兵庫県姫路市の看護師中野啓民さん（53）は「利用者の尊厳を守るため（危険性のある利用者の）全ての食事を流動食にはしたくない。その思いを踏みにじる判決」と涙を流した。

◆ハンカチ両手に、疲れ切った表情 法廷内の被告

山口被告は、黒のパンツスーツ姿で法廷に現れた。証言台で判決主文を聞いた後、弁護人席に向かう横顔からは疲れ切った表情がうかがえた。

野沢晃一裁判長が判決要旨を読み上げる間、うつむき加減で机に目を落とし、しばらく目を閉じる場面もあった。膝の上で黒と紫色のハンカチを両手で握って聞き入った。

内容が提供するおやつの確認義務に及ぶと、顔を上げて裁判官を見つめた後、うつむいてハンカチを両目に押し当てた。

判決を聞いた弁護団十二人は厳しい表情を浮かべ、裁判官を見上げるなどしながらメモを取った。



判決後に開かれた集会に参加した山口被告

(川添智史、安永陽祐、高橋信)

あずみの里での利用者死亡や公判を巡る経緯

2013年12月12日	女性がおやつを食べた直後に意識を失う
14年1月16日	意識が戻らないまま亡くなる
5月22日	山口准看護師が業務上過失致死の疑いで書類送検
12月26日	山口准看護師が業務上過失致死の罪で在宅起訴
15年4月27日	地裁松本支部で初公判
16年9月16日	検察側が訴因変更、予備的訴因追加
17年7月4日	現場にいた男性介護士の証人尋問。関係者らの証人調べは18年7月まで続いた
18年7月30日	検察側が2回目の訴因変更
10月1日	検察側が罰金20万円を求刑
12月17日	弁護側が最終弁論
19年3月25日	判決

今、あなたにオススメ

Recommended by

 <p>高遠の桜、開花宣言 見頃は来週末ごろから (2019年4月7日)</p>	 <p>静岡バルコに女性向けアダルト店 (2019年4月6日)</p>
 <p>勉強精励 2601人誓う 金沢大入学式「学生生活充実させたい」 (2019年4月8日)</p>	 <p>桜の下で抹茶香り立つ 津の長徳寺で茶会 (2019年4月8日)</p>
 <p>詰将棋解答選手権で古野君がV 初級と一般戦 (2019年4月8日)</p>	 <p>HOYAにサイバー攻撃 レンズ生産に遅れ (2019年4月6日)</p>
 <p>白髪の原因はアレ…！白髪はある成分を与えれば黒に戻るんです AD (黒椿 on 美しい黒髪.net)</p>	 <p>男性ホルモンがドバツ！「世界特許の育毛ケア」が自宅で簡単にできると話題に AD (beauty-topic)</p>

Copyright © The Chunichi Shimbun, All Rights Reserved.